

報告第 5 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の要旨

令和 5 年第 1 回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

- (1) 請負契約の変更について
- (2) 訴訟上の和解について
- (3) 令和 4 年度東広島市一般会計補正予算（第 9 号）（教育委員会関係分）

3 臨時代理年月日

令和 5 年 2 月 8 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条
各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招
集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該
事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員
会の会議に報告しなければならない。

議案第 39 号

請負契約の変更について

令和 3 年 6 月 24 日議決第 101 号により議決を経た令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4 億 7,751 万円」を「3 契約金額 5 億 1 億 57 万 8,000 円」に改める。

(提案理由)

令和３年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約について、工事の内容等の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５,０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 39 号

請負契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和 3 年 6 月 24 日議決第 101 号により議決を経た令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約について、工事の内容等の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4 億 7,751 万円	5 億 1 億 5 千 7 万 8,000 円	2,406 万 8,000 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松飯田五丁目

(2) 契約の相手方

シンクコンストラクション・中村基礎特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 55 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市福富町上竹仁字貞末 207 番地

株式会社中村基礎

代表取締役 鈴 木 寿 則

(3) 工期

令和 3 年 6 月 25 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 87 号

訴訟上の和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり訴訟上の和解に応じることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 事件名

学校指導死による損害賠償等請求事件

2 管轄裁判所

広島地方裁判所

3 当事者

(1)

原告

(2)

原告

(3) 東広島市西条栄町 8 番 29 号

被告 東広島市

被告代表者 東広島市長 高 垣 廣 徳

(4) 東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号

被告 独立行政法人日本スポーツ振興センター

被告代表者 理事長 芦 立 訓

4 和解条項

- (1) 被告東広島市は、原告らに対し、中学校における教員ら
のに対する指導について、「恥をかか
せるようなものがあったこと」、「大声を出すなど威圧的なものがあったこ

と」、「厳しい別の教員に伝えておく」と告げるなど脅迫的なものがあったこと」、「机を蹴るなど暴力的なものがあったこと」、「部活動参加の懇願を聞き入れず、改めて話を聞く機会を設けないなど、不安感を殊更に募らせるものがあったこと」、「下校時間を過ぎていたのに、定められていた保護者への連絡をすることなく、一人で帰路につかせるなど、フォローに欠けるものがあったこと」を認め、
が自死に追い詰められる結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

- (2) 被告東広島市は、原告らに対し、和解金として合計1,000万円（各500万円）の支払義務のあることを認める。
- (3) 被告東広島市は、原告らに対し、前記(2)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告東広島市の負担とする。
- (4) 被告らは、前記(3)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令3条3項の適用対象とならないことを相互に確認する。
- (5) 被告東広島市は、原告らに対し、
の救急救命時の対応において、伝達を誤るなど、不手際があったことを認め、謝罪する。
- (6) 被告東広島市は、原告らに対し、
の自死に関して、事実関係が定かでないまま、
が「かぼちゃを隠すいたずらをした」、「嘘をついた」などと報道される結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。
- (7) 被告東広島市は、今後、教員らの指導により、児童・生徒が自死に追い詰められることがないように、教員に対する研修を実施し、また、児童・生徒に対しても、他の児童・生徒が死を仄めかした場合や過度に落ち込んだ様子を見た場合の適切な対応について学習する機会を提供することなどにより、児童・生徒の自死の再発防止について、最大限努めること（ルーチン化させることなく、不断の検証・見直しを行うこと）を確約する。
- (8) 被告東広島市は、前記(7)の研修に当たっては、
の自死があったことを決して風化させることなく、「文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月」105頁に示されている「不適切な指導と考えられ得る例」を題材として用いることを確約する。
- (9) 被告センターは、原告らに対し、災害共済給付金（死亡見舞金）として既払

額（１，４００万円）を除き合計１，４００万円（各７００万円）の支払義務のあることを認める。

(10) 被告センターは、原告らに対し、前記(9)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告センターの負担とする。

(11) 被告らは、前記(10)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法３１条の適用対象とならないことを相互に確認する。

(12) 原告らは、その余の各請求をいずれも放棄する。

(13) 原告ら及び被告らは、原告らと被告東広島市との間、また、原告らと被告センターとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(14) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

本訴訟について、広島地方裁判所から和解勧告がなされたこと、早期に本訴訟の解決を図ること等を勘案し、訴訟上の和解に応じようとするものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第 87 号

訴訟上の和解について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

広島地方裁判所において係争中の学校指導死による損害賠償等請求事件について、当該裁判所から和解勧告がなされたこと、早期に本訴訟の解決を図ること等を勘案し、訴訟上の和解に応じようとするものである。

2 事案に係る概要

平成 24 年に、(以下「本件中学校」という。)に在籍する男子生徒(以下「当該生徒」という。)が、下校中にで自死するという事案(以下「本事案」という。)が生起した。

本事案について、東広島市教育委員会(以下「市教委」という。)は、自死に至った経緯及び背景を明らかにするとともに、再発防止に向けて提言を受けることを目的として、平成 24 年 11 月 27 日施行の「生徒の死亡にかかる調査委員会設置要綱」に基づく中立的な立場の専門家による「生徒の死亡にかかる調査委員会」を設置し、平成 25 年 9 月 4 日に調査報告書が市教委に提出された。

この調査報告書において当該生徒が死に至った背景・要因は、「様々な事情が複雑に関係しており、その一部だけが決定的要因になったと特定することは困難であると判断した。特に実際に指導に当たった個別の教員達における、自殺へと至る寄与度の大小を細かく判定することはできなかった。しかしながら、全体として見ると、当日の一連の指導と自殺の発生との間には、他の目立った介在事情は確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかであると思われる。」として報告された。

市教委はこの内容を真摯に受け止め、遺憾の意を表するとともに、再発防止策を講じ、市内の全小中学校で命を大切にする教育に徹底して取り組むこととし

た。

これに対し、平成27年6月11日、当該生徒の両親が、本事案は複数の教員から相次いで指導されたことに因果関係があるものとして、本市に損害賠償を求め、及び本事案は学校の管理下において生じたものとして、独立行政法人日本スポーツ振興センターに災害共済給付金（死亡見舞金）の支払を求める訴訟を提起した。

この度、広島地方裁判所において、口頭弁論等を経て、被告ら及び原告らに対し、和解勧告がなされたものである。

3 和解条項

(1) 被告東広島市は、原告らに対し、本件中学校における教員らの

に対する指導について、「恥をかかせるようなものがあったこと」、「大声を出すなど威圧的なものがあったこと」、「厳しい別の教員に伝えておくと言われるなど脅迫的なものがあったこと」、「机を蹴るなど暴力的なものがあったこと」、「部活動参加の懇願を聞き入れず、改めて話を聞く機会を設けないなど、不安感を殊更に募らせるものがあったこと」、「下校時間を過ぎていたのに、定められていた保護者への連絡をすることなく、一人で帰路につかせるなど、フォローに欠けるものがあったこと」を認め、

が自死に追い詰められる結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

(2) 被告東広島市は、原告らに対し、和解金として合計1,000万円（各500万円）の支払義務のあることを認める。

(3) 被告東広島市は、原告らに対し、前記(2)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告東広島市の負担とする。

(4) 被告らは、前記(3)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令3条3項の適用対象とならないことを相互に確認する。

(5) 被告東広島市は、原告らに対し、 の救急救命時の対応において、伝達を誤るなど、不手際があったことを認め、謝罪する。

(6) 被告東広島市は、原告らに対し、 の自死に関して、事実関係が定かでないまま、 が「かぼちゃを隠すいたずらをした」、「嘘をついた」などと報道される結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

- (7) 被告東広島市は、今後、教員らの指導により、児童・生徒が自死に追い詰められることがないように、教員に対する研修を実施し、また、児童・生徒に対しても、他の児童・生徒が死を仄めかした場合や過度に落ち込んだ様子を見た場合の適切な対応について学習する機会を提供することなどにより、児童・生徒の自死の再発防止について、最大限努めること（ルーチン化させることなく、不断の検証・見直しを行うこと）を確約する。
- (8) 被告東広島市は、前記(7)の研修に当たっては、当該生徒の自死があったことを決して風化させることなく、「文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月」105頁に示されている「不適切な指導と考えられ得る例」を題材として用いることを確約する。
- (9) 被告センターは、原告らに対し、災害共済給付金（死亡見舞金）として既払額（1,400万円）を除き合計1,400万円（各700万円）の支払義務のあることを認める。
- (10) 被告センターは、原告らに対し、前記(9)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告センターの負担とする。
- (11) 被告らは、前記(10)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法31条の適用対象とならないことを相互に確認する。
- (12) 原告らは、その余の各請求をいずれも放棄する。
- (13) 原告ら及び被告らは、原告らと被告東広島市との間、また、原告らと被告センターとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (14) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（根拠法令）

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

令和4年度東広島市一般会計補正予算(第9号) (学校教育部・こども未来部(幼稚園)関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1)歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
16款 国庫支出金			
1項 国庫負担金			
3目 教育費国庫負担金	▲ 38,990	幼児教育支援事業国庫負担金 ▲ 38,990	幼児教育支援事業に充当
2項 国庫補助金			
6目 教育費国庫補助金	▲ 15,112	教育支援体制整備事業費国庫補助金 ▲ 2,655	学校支援センター運営事業に充当
		教育支援体制整備事業費国庫補助金 ▲ 1,213	小学校運営事業に充当
		へき地児童生徒援助費等国庫補助金 ▲ 9,023	小学校通学支援事業に充当
		理科教育設備整備費等国庫補助金(小学校) ▲ 7	小学校教材整備事業に充当
		理科教育設備整備費等国庫補助金(中学校) ▲ 137	中学校教材整備事業に充当
		学校施設環境改善交付金(プール改築) ▲ 2,407	小学校施設整備事業に充当
		学校施設環境改善交付金(大規模改造・小学校) ▲ 1,253	小学校施設整備事業に充当
		学校施設環境改善交付金(大規模改造・中学校) ▲ 5,067	中学校施設整備事業に充当
		学校保健特別対策事業費国庫補助金(小学校) 4,350	小学校管理事業に充当
		学校保健特別対策事業費国庫補助金(中学校) 2,300	中学校管理事業に充当
17款 県支出金			
1項 県負担金			
8目 教育費県負担金	▲ 18,834	幼児教育支援事業県負担金 ▲ 18,834	幼児教育支援事業に充当
2項 県補助金			
8目 教育費県補助金	▲ 8,079	教育支援体制整備事業費県補助金 ▲ 5,309	学校支援センター運営事業に充当
		教育環境充実支援事業県補助金 ▲ 1,804	小学校通学支援事業に充当
		部活動指導者配置事業県補助金 ▲ 966	部活動等支援事業に充当
3項 県委託金			
5目 教育費県委託金	300	「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携・接続の充実事業県委託金 300	学校教育推進事業に充当
20款 繰入金			
1項 繰入金			
2目 基金繰入金	▲ 4,123	地域振興基金繰入金(ふるさと寄附金・関係分) 2,350	未来の学び推進事業に充当
		地域振興基金繰入金(過疎地域持続的発展基金・関係分) ▲ 6,473	小学校通学支援事業に充当
22款 諸収入			
5項 雑入			
3目 雑入	▲ 3,529	教育交流参加負担金 ▲ 75	教育交流事業に充当
		外国語指導助手自己負担金 ▲ 115	外国語教育推進事業に充当
		日本スポーツ振興センター掛金(小中幼) 16	学校保健事業に充当
		学校給食費(過年度分) ▲ 3,355	
23款 市債			
1項 市債			
7目 教育債	▲ 49,300	小学校施設整備事業債 ▲ 40,300	小学校施設整備事業に充当
		中学校施設整備事業債 ▲ 9,000	中学校施設整備事業に充当
合 計	▲ 137,667		

(2)歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	事 業 名	内 容
10款 教育費			
1項 教育総務費			
1目 教育委員会費	▲ 112	教育委員会運営事務	▲ 112 執行見込による減額
2目 事務局費	▲ 4,420	職員給与	▲ 2,000 執行見込による減額
		教育委員会事務局管理事務	▲ 2,320 執行見込による減額
		学事管理事務	▲ 100 執行見込による減額
3目 教育推進費	▲ 51,225	教育交流事業	▲ 2,219 コロナによる交流中止
		学校教育推進事業	▲ 1,002 執行見込による減額
		学校の元気応援事業	▲ 13,439 執行見込による減額
		部活動等支援事業	1,263 中学校体育連盟主催大会派遣事業補助金の増額
		科学の芽育成事業	▲ 2,157 執行見込による減額
		外国語教育推進事業	▲ 18,595 執行見込による減額
		学校図書館運営事業	▲ 450 執行見込による減額
		学校保健事業	▲ 7,604 執行見込による減額
		生徒指導推進事業	▲ 1,347 執行見込による減額
		私立学校等助成事業	▲ 331 執行見込による減額
		未来の学び推進事業	▲ 484 執行見込による減額
		学校支援センター運営事業	▲ 1,572 執行見込による減額
		小中一貫教育推進事業	▲ 1,935 執行見込による減額
		特別支援教育推進事業	▲ 1,296 執行見込による減額
		外国につながる児童生徒への教育推進事業	▲ 57 執行見込による減額
2項 小学校費			
1目 学校管理費	▲ 114,349	小学校管理事業	▲ 68,409 執行見込による減額
		小学校情報機器管理事業	▲ 4,347 執行見込による減額
		小学校運営事業	▲ 5,687 執行見込による減額
		小学校通学支援事業	▲ 35,906 契約実績に基づく減額
2目 教育振興費	▲ 28,502	小学校教材整備事業	1,076 学級増に伴う備品購入による増額
		小学校就学支援事業	▲ 8,929 執行見込による減額
		小学校教育支援者配置事業	▲ 20,649 執行見込による減額
3目 学校建設費	▲ 119,969	小学校施設整備事業	▲ 119,969 執行見込による減額
3項 中学校費			
1目 学校管理費	▲ 29,499	中学校管理事業	▲ 12,239 執行見込による減額
		中学校情報機器管理事業	▲ 2,127 執行見込による減額
		中学校運営事業	▲ 8,800 執行見込による減額
		中学校通学支援事業	▲ 6,333 契約実績に基づく減額
2目 教育振興費	▲ 7,202	中学校教材整備事業	▲ 273 執行見込による減額
		中学校教育支援者配置事業	▲ 6,929 執行見込による減額
3目 学校建設費	▲ 109,199	中学校施設整備事業	▲ 109,199 執行見込による減額
4項 幼稚園費			
1目 幼稚園費	▲ 79,656	職員給与	▲ 3,000 執行見込による減額
		幼児教育支援事業	▲ 76,656 執行見込による減額
6項 保健体育費			
2目 体育施設費	▲ 9,234	学校体育施設開放事業	▲ 9,234 執行見込による減額
3目 給食センター費	▲ 57,926	職員給与	▲ 1,500 執行見込による減額
		学校給食管理運営事業	▲ 3,454 執行見込による減額
		学校給食センター管理運営事業	▲ 52,972 執行見込による減額(東広島) ▲ 3,110
			執行見込による減額(西条) ▲ 19,505
			執行見込による減額(安芸津) ▲ 4,879
			執行見込による減額(北部) ▲ 25,478
合 計	▲ 611,293	(うち職員給与)	▲ 6,500

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

(単位: 千円)

款	項	事業名	金額	内 容
10款 教育費	3項 中学校費	中学校施設整備事業	73,049	隠蔽部分の工事費の変更

(2) 変更

(単位: 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後	内 容
10款 教育費	2項 小学校費	小学校施設整備事業	282,400	483,480	学校要望による追加工事等の変更

3 債務負担行為の補正

(1) 追加

(単位: 千円)

事 項	期間	限度額	内 容
東広島学校給食センター学校給食調理等業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	104,808	給食調理等業務に配膳業務を追加することに伴う変更
西条学校給食センター学校給食調理等業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	16,148	給食調理等業務に配膳業務を追加することに伴う変更

(2) 変更

(単位: 千円)

事 項	補正前		補正後		内 容
	期間	限度額	期間	限度額	
スクールバス運行業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,060	令和5年度から 令和6年度まで	5,500	ルート変更の追加に伴う変更

4 地方債の補正

(1) 変更

(単位: 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
義務教育施設整備事業	1,952,100	1,902,800

令和4年度東広島市一般会計補正予算(第9号) (生涯学習部関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
16款 国庫支出金			
2項 国庫補助金			
1目 総務費国庫補助金	4,202	デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ) 4,202	図書館管理運営事業に充当
6目 教育費国庫補助金	▲ 8,162	文化財保存事業費国庫補助金 ▲ 8,162	文化財施設等整備事業に充当
17款 県支出金			
2項 県補助金			
8目 教育費県補助金	▲ 5,738	学校・家庭・地域連携協力推進事業県補助金 ▲ 5,738	地域学校協働活動推進事業・放課後子供教室運営事業に充当
20款 繰入金			
1項 繰入金			
2目 基金繰入金	840	スポーツ振興基金繰入金 840	スポーツ活動支援事業に充当
22款 諸収入			
5項 雑入			
3目 雑入	▲ 2,591	文化財発掘調査負担金 ▲ 2,591	埋蔵文化財調査事業・出土文化財管理活用事業に充当
23款 市債			
1項 市債			
7目 教育債	▲ 7,800	文化施設整備事業債 ▲ 7,800	文化財施設等整備事業に充当
合 計	▲ 19,249		

(2) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
10款 教育費			
5項 社会教育費			
1目 社会教育総務費	▲ 6,106	芸術文化振興事業 ▲ 1,050	執行見込みによる減額
		地域学校協働活動推進事業 ▲ 2,752	執行見込みによる減額
		青少年健全育成事業 ▲ 240	執行見込みによる減額
		青少年健全育成団体支援事業 ▲ 97	執行見込みによる減額
		児童青少年センター管理運営事業 ▲ 317	執行見込みによる減額
		放課後子供教室運営事業 ▲ 1,650	執行見込みによる減額
2目 社会教育振興費	▲ 27,473	生涯学習活動推進事業 ▲ 9,893	執行見込みによる減額
		生涯学習施設管理運営事業 ▲ 15,520	入札残による減額
		文化芸術体験事業 ▲ 2,060	執行見込みによる減額
3目 美術館費	▲ 567	美術館管理運営事業 ▲ 567	執行見込みによる減額
4目 図書館費	▲ 2,450	図書館管理運営事業 ▲ 2,450	執行見込みによる減額
5目 文化財保護費	▲ 29,376	文化財保存活用事業 ▲ 5,206	入札残及び執行見込みによる減額
		文化財施設等整備事業 ▲ 10,194	入札残及び執行見込みによる減額
		埋蔵文化財調査事業 ▲ 2,996	執行見込みによる減額
		出土文化財管理活用事業 ▲ 1,101	入札残及び執行見込みによる減額
		歴史体験事業 ▲ 73	執行見込みによる減額
		東広島市史編さん事業 ▲ 9,806	入札残及び執行見込みによる減額
6項 保健体育費			
1目 保健体育総務費	▲ 717	スポーツ活動活性化事業 ▲ 1,557	執行見込みによる減額
		スポーツ活動支援事業 840	全国大会等出場者の増に伴う報償費の増額
2目 体育施設費	▲ 5,522	スポーツ施設管理運営事業 ▲ 931	執行見込みによる減額
		スポーツ施設整備事業 ▲ 4,591	入札残及び執行見込みによる減額
合 計	▲ 72,211		

2 繰越明許費の補正

(1)追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金 額	内 容
10款 教育費	5項 社会教育費	図書館管理運営事業	11,000	西高屋駅全体の設計スケジュールに遅れが生じたことにより、(仮称)西高屋駅情報ラウンジ設計業務を繰り越すもの
		文化財施設等整備事業	15,013	安芸国分寺跡出土品の重文指定等に伴い、文化庁との協議によって設計スケジュールに遅れ、見直しが必要となったため、(仮称)新文化財センター改修設計業務を繰り越すもの
	6項 保健体育費	スポーツ施設整備事業	29,360	・工事場所が積雪等の影響で工程どおり進まない可能性があり、工期の確保が困難なため、福富多目的グラウンドトイレ設置工事業務を繰り越すもの ・設計受注業者が契約を破棄したため、新たに設計業務を施工するが、年度内の完了が困難なため、安芸津B&G海洋センターボイラー改修設計業務を繰り越すもの

3 債務負担行為の補正

(1)追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額	内 容
文化芸術活動コンシェルジュ業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	2,940	東広島市における文化芸術活動に関する相談窓口を設置し、市民団体の活動支援や舞台芸術公演を行う団体の育成を図る「文化芸術活動コンシェルジュ業務」を東広島市教育文化振興事業団に委託する。
美術館学芸業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	49,364	長期的継続的な美術館運営を推進していくため、東広島市教育文化振興事業団に専門的分野である学芸業務を委託する。
出土品展示会開催業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	4,162	重要文化財など、国・県・市指定文化財を中心とした展覧会を市立美術館で開催するにあたり、出土品の輸送業務等を委託する。

4 地方債の補正

(1)変更

(単位:千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
文化財施設等整備事業	23,700	15,900